

第25回名取市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年5月26日（金）
開 会 午後2時
閉 会 午後3時10分
2. 場 所 名取市役所6階 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地の現状変更届について
(3) 行政不服審査法に基づく裁決書の受理について
(4) 行政不服審査法に基づく裁決書の受理について
5. 出席委員（29人）
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 2番 今野 一忠 3番 洞口 ゆかり
 4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
 7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳
 10番 布田 順一 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫
 4番 菅野 弘一 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典
 7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉
 10番 武藤 光雄 11番 西山 剛 12番 松浦 崇
 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 松浦 良勝 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第25回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第25回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員14名、計29名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

11番 松浦 岩男 委員 12番 昆布谷 功治 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。洞口ゆかり代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4班代表委員（洞口ゆかり委員）

第4班代表委員の洞口ゆかりです。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年5月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、下増田字広浦35番192、地目は登記畑、現況雑種地、登記面積は441㎡です。転用目的は、資材置場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で1㎡あたり3,401円、総額1,500,000円です。資材置場への転用です。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、仙台空港の北側で、美田園地区と貞山運河の間に位置しています。譲受人は総合建設、解体、土木、外工、リフォーム等を請け負う法人です。今年の3月から太陽光パネルのリサイクルも始め、規模拡張のため今回の申請となりました。今回の申請地南側には、譲受人の産業廃棄物処理施設があり、申請地の周りは非農地として譲受人が名取市から借りている土地と、以前、譲受人が資材置場・駐車場として農地転用許可を受けた土地です。今回の申請地の転用許可が下りた場合は、一体として利用でき、将来的には隣接する事業所の資材置場、駐車場と一体化し、第二リサイクルセンターとして建設していきたいとのことです。土砂の流出又は崩壊の恐れが無いかについては、現況畑なので、上部の土を入れ替え、土砂、碎石等を入れ、転圧をしっかりと行うとのことでした。なお、現地調査の際、現在使用している車両の出入口付近の蓋付き側溝の上に若干土砂がはみ出していましたので、しっかり管理するよう指導しました。農業用排水施設の機能に支障を及ぼす恐れの有無については、雨水・排水は自然浸透により処理することです。周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れの有無については、隣接地には農地は無く、資材置場、車両重機等の駐車場等で利用するため、周辺農地への影響は無いと思われま

す。議案第1号1番につきましては、5月24日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人より実情を聴取しましたところ、農地法の審査基準を満たしていることから、農地転用については問題ないと思われま

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の橋浦福男委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（橋浦福男推進委員）

議案第1号1番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、資材置場として転用するもので、近隣への影響が無いように対応することを確認しましたので、問題はないと考えま

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。洞口ゆかり代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（洞口ゆかり委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年5月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館吉田字西窪田33番1、地目は登記畑・現況宅地、登記面積は167㎡です。転用目的は物置及び駐車場です。申請人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、物置2棟、駐車場（1台）、車両回転スペース、通路としての転用です。建物の建築面積は22.7㎡です。この案件は追認事案であり、始末書の提出有りです。

位置図・公図につきましては、議案書の4ページ、農地転用許可基準及び審査内容、土地利用計画図については、担任委員会資料3ページから4ページをご覧ください。申請地は高館吉田生活センターから北へ600mところに位置します。農業を営んでいた実家の父が他界し、その後は兄弟3人で耕作を行っていましたが、兄2人が体調を崩し、申請人が中心となり農業経営を行うこととなり、効率的に農作業を行う必要性から、農機具・軽トラック置場としてのスペースを確保せざるを得なくなり、自宅敷地内に隣接する当該地が、管理上都合がよいと判断し申請地を転用してしまったということです。

議案第2号1番につきましては、5月24日の担任委員会で現地調査を行い、申請人本人から実情聴取しました。

1番は、自宅敷地内の農地についての転用で、物置2棟、駐車場1台分外、車両回転スペース及び自宅への通路です。敷地は土砂及びアスファルト舗装で法面の勾配により雨水等は自然浸透及び水路へ流すとのことでした。法面については、引き続き崩れないように管理していただく事をお願いしました。今回の申請につきましては、始末書が提出されており、実情調査の際は、これからはこの様なことが無いよう法令に基づき手続きを行うよう注意いたしました。申請人本人も十分に反省していることから追認については止むを得ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の橋浦福男委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（橋浦福男推進委員）

議案第2号1番、2番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。

1番は、自宅敷地内の農地について、物置及び駐車場等への転用であり周辺農地への

影響がないことを確認しました。

また、始末書も提出されていることから、追認はやむを得ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件についてご質問等はございませんか。

○ 5 番（入間川昭一委員）

この案件となった建物について、いつ頃に建てられたのか教えてください。地区の農業委員として建物が建っていることは把握しておりましたが、かなり以前から建てられていると記憶しています。

○ 4 班代表委員（洞口ゆかり委員）

聞き取りでは、建物は平成31年に建てたとの事です。申請人は、申請人の住所地に隣接する農地の購入について、話を進めていく過程で、今回の違反転用が発覚し、この度の申請となりました。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。洞口ゆかり代表委員よりご説明をお願いします。

○ 4 班代表委員（洞口ゆかり委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年5月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、田高字清水479番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は317㎡で、権利種別は売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は355aで、世帯員4人、労力人は4人です。備考として売買、10aあたり700,000円、総額221,900円です。位置図・公図につきましては、議案書の6ページ、農地法第3条の判断基準については担任委員会資料5ページをご覧ください。申請地は、県道258号線仙台館腰線沿いの田高公会

堂の東に位置しています。申請地は、管理されているものの耕作までは手が回らない状態で、譲受人は譲渡人より購入の相談を受け、今回の申請となりました。

議案第3号1番につきましては、5月24日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人より実情を聴取しました。近隣農地耕作者への農地の売買です。譲受人所有の隣接する農地では、田植えが終わっており、水の管理が適切になされていることも確認いたしました。このようなことから、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の橋浦福男委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（橋浦福男推進委員）

議案第3号1番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。3条の許可要件を満たしていることから、問題はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件についてご質問等はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○ 議長（大友正一会長）

挙手全員ですので、議案第3号は原案のとおり決定とします。

《議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）」を議題といたします。

第3班の佐伯美和代表委員、説明をお願いいたします。

○ 3班代表委員（佐伯美和委員）

第3班代表委員の佐伯美和です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年4月26日提出。

番号1、大字・字・地番は、大曲字高田101番、地目は登記・現況共に田、登記面積は5,046㎡で、権利種別は売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、

議案書のとおりです。譲受人の経営面積は25a、世帯員5人、労力人は4人です。備考として売買、10aあたり594,530円、総額3,000,000円です。

位置図・公図については議案書8ページをご覧ください。この議案につきましては、4月の総会において、農地法第3条の判断基準、第2項第1号の全部効率利用要件において、疑義があるとして審議継続となりました。5月24日の担任委員会において、その点を中心に、担任委員会資料（3条継続審議分）にある計画書等に基づき、申請人の家族と農機具を借りる大曲地区に在住の親戚の方から実情聴取いたしました。

第1点、増田地区から大曲へ出向いてまで稲作をする理由についてですが、譲受人は、以前は杜せきのしたに田を所有し耕作もしていました。開発により手放したため、50aほどの田を探しており、今回は是非にも購入したいとの説明を受けました。

第2点、稲作用の農業機械の調達についてですが、担任委員会資料（3条継続審議分）の2ページ、3ページをご覧ください。今回「農業用機械等の所有状況及び取得計画」、「農業機械の取得計画」の提出を受けております。不足する農業機械については、大曲地区の親戚より借用し、10aあたりの金額は、オペレーター付きの機械のもので、作業は譲受人本人が行うとのことです。今後の取得計画については、同親戚の方が機械を更新する際、譲受人は機械使用割合分を負担するとしております。

第3点、稲作経営の主体性についてですが、農業機械を借用する親戚の指導は受けることはあるものの、家族を中心に耕作していくとしており、稲作作業ごとの従事者については、担任委員会資料（3条継続審議分）の4ページ「作付け計画書」とおりです。すでに所有している農地については、自宅近くの畑は自作し、手倉田の農地については、地域一体で集団転作し大豆を作付けしている手倉田生産組合にお願いするとしております。担任委員会資料（3条継続審議分）1ページの営農計画書の収穫時での販売・流通方法の欄において、名取・岩沼農業協同組合に販売するとありますが、これは譲受人名で出荷するとのことです。さらに、担任委員会当日、譲渡人より「農地の権利移転についての誓約書」が提出され、誓約書の記載事項について遵守し、農業経営に携わるとの意志を確認いたしました。

よって、農地法第3条の判断基準である第2項の許可要件を満たしているものと考えます。以上委員の皆さまの厳正なる審議をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の長田幸夫委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（長田幸夫推進委員）

議案第4号1番は、担任委員会の実情調査に立会いました。譲受人より提出された営農計画書等に基づき、再度、農業経営について確認したところ、「継続して農業経営を担っていきたい」との意志を確認しました。許可については、要件を満たしているものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 9 番（大内繁徳委員）

先月継続審議となった件ですが、「営農計画書」、「農業用機械等の所有状況及び取得計画」、「作付け計画」等必要書類を提出していただき、譲受人からは営農する意志が示されました。この書類上の審査をもって農家として認めるのかどうかで問題で、継続審議としたと捉えています。本人の熱意とは別に実際に営農できるかどうかの判断を委員の皆さまで審議することになる案件と考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今、大内委員より意見があがりました。これからの農業委員会のありかたを示す上でこの件は重要な案件です。許可を得るための必要書類は全て揃いました。問題はその後だということです。本当に譲受人自ら耕作しているか否かを農業委員は全員で見守る必要があります。その点が重要だと考えます。問題が起きた場合は、我々が下した判断が適切ではなかったと周囲は見ます。今回、営農計画等の書類は全て整えて提出され、農業委員会としては認めない訳にはいきません。ただし、今後、今回提出された計画から外れるような行為が見受けられた場合は、呼び出しすることもあると考えます。今後、地域計画等の課題もあります。譲受人にとりましては、今後が重要になるということです。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

○ 14 番（引地長一会長職務代理者）

継続審議となった前回は、十分とは言えない農機具の所有での申請で、今回は取得計画等の書類を揃えた上での申請となりました。申請人は親戚と共同で農業を営営しているとありますが、作業割合は営農計画ではどのような割合となっているのでしょうか。

○ 11 番（松浦岩男委員）

3 班の担任委員として、意見させていただきます。ただ今、委員の皆さんは予測から判断をしようとしている事は少し違うのではと考えます。我々担任委員会において、提出された計画書等に基づき、実情を聴取し、耕作意欲を確認した上で判断しました。本人の就農に対する熱意は大切だと思います。譲受人はかつて稲作を行っていた経験を持ち、再び自ら耕作した米を食したいとの希望は尊重すべきと考えます。ここに出された利用計画通りに実行できたなかった場合も想定しているようですが、譲受人は60代で、農業には十分従事できる年齢だと思います。親戚の方との共同経営についてもこれからの時代は有りだと考えます。この後の利用権設定では、経験が浅い新規就農者も申請されています。農地を荒廃させないためにも、共同で魅力的な田園を作るという考えも一つの方法として、これからの農業委員会は就農意欲を持った新規農業者に対し意見し営農をサポートすることも活動の一つと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

懸念されるのは、継続して耕作していけるのかです。農業委員会として見守りを続けていく必要があると考えます。数年で放棄するようであれば、次はありません。次の申請は通す訳にはいきません。農業委員会委員は、今回の農地に限らず、常日頃より、申請許可された農地に気を配っていただきたい。その上で、確認した状況等を、総会の場等で報告いただきたい。今後のより良い審議に活かされていくと考えます。

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書9ページをご覧ください。議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて、令和5年5月10日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和5年5月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規2件1,099㎡、更新0件、合計2件1,099㎡。

2 利用権を設定する土地

田2筆653㎡、畑1筆446㎡、合計3筆1,099㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定1件、所有権移転1件。

② 賃借権の存続期間。3年1件。

③ 借賃（10a当り）。6,000円1件。

④ 所有権移転の売買総額

900,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和5年5月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書10ページから11ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、ご質問はございませんか。

○ 10番（布田順一委員）

調整委員として報告いたします。

さきほど議案第4号において、耕作者の住所と農地との距離、農業経験について問題とされておりましたので、議案書10ページの整理番号3048番について、補足説明いたします。当該者は新規参入者です。住所は仙台市ですが、令和4年8月4日に宮城県農業大学校のファーマーズカレッジマスターコースを卒業し、その後名取市長より認定新規就農者として認定を受けた方です。令和4年10月27日の農業委員会総会で利用権設定により最初の農地を取得しています。この度の利用権設定に伴い事前に借り手が耕作する農地を確認しました。農地は耕作され、一部ハウスも建てられ、エンドウ豆等の野菜が作付け耕作されておりました。2回目の利用権設定であり農地取得には問題ないものと判断しました。利用権も両者合意のもとで設定されていたことを報告いたします。

○ 議長（大友正一会長）

利用権調整に至るまでの流れと判断基準をご報告いただきありがとうございました。

他にありませんか

〔「なし」の声あり〕

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり決定といたします。

《議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第6号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書の12ページをご覧ください。議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和5年5月26日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件25,879㎡、更新0件、合計1件25,879㎡。

2 利用権を設定する土地

田8筆25,879㎡、畑0筆、合計8筆25,879㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定1件。

② 賃借権の存続期間。10年1件。

③ 借賃（10a当り）。5,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに農地中間管理機構から土地所有者の本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和5年5月31日予定。

5 詳細につきましては、議案書の13ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第6号は原案のとおり承認といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地の現状届出について》

《報告事項（3）行政不服審査法に基づく裁決書の受理について》

《報告事項（4）行政不服審査法に基づく裁決書の受理について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地の現状変更届出について」、報告事項（3）「行政不服審査法に基づく裁決書の受理について」、報告事項（4）「行政不服審査法に基づく裁決書の受理について」、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（松浦局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）、（2）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

報告事項（3）、（4）の裁決書の受理についてですが、以前総会で否決した案件に対

し行政不服審査請求が出されていた案件です。裁決書の内容について、事務局、説明願います。

○ 事務局（松野局長）

追加議案書及び報告事項別紙「裁決書」をご覧ください。

報告事項（3）、「行政不服審査法に基づく裁決書の受理について」令和5年5月11日付宮城県知事名の裁決書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条第1項）を受理したので報告する。

1. 審査請求人、議案書のとおり
2. 処分庁、名取市農業委員会
3. 当該裁決書、別紙のとおり。

報告事項（4）、「行政不服審査法に基づく裁決書の受理について」令和5年5月11日付宮城県知事名の裁決書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条第1項）を受理したので報告する。

1. 審査請求人、議案書のとおり
2. 処分庁、名取市農業委員会
3. 当該裁決書、別紙のとおり。

裁決書の内容について、報告事項（3）の審査請求人の裁決書で説明します。

主文は「本件審査請求に係る処分を取り消す」です。これは、令和2年12月24日総会において可決された「否決」の取消しです。取消しとした理由ですが、裁決書2枚目、下から6行目「理由」のとおりとなります。要約しますと、否決について「不許可通知」をした際の「許可しない理由」の説明、記載が根拠規定の説明のみとしていた部分が、説明理由不十分であるとの理由により処分取り消しとなりました。よって、令和2年12月当時の状況を以て、再審議の上、改めて可否を決定することとなります。そのうえで、再度「否決」とした場合には「許可を得るのに何が不足していたのか」について、具体的に明示せよとのこと。理由の明記については、裁決書3ページ中段、「さらに農林水産省でも・・・」に記載されています。裁決書の解釈につきましては、県農政担当課及び名取市顧問弁護士に相談し、今後の手続きについても指導を受けておりますので、それに従い進めてまいります。

今後の手続きとしましては、当時の申請書により再度、通常議案同様に担任委員会を経たうえで審議を進め、総会での採決により「可否」を決めます。つきましては、この総会での報告を持ちまして、当該人に案内します。早ければ、6月総会に議案を審議していただくこととなります。以上、裁決書の内容についての説明といたします。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（４）までについて承認といたします。

《その他》

- 議長（大友正一会長）
次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局（松野局長）
〔6月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕
- 議長（大友正一会長）
それでは、第25回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時10分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和5年5月26日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員11番 _____

署名委員12番 _____